

いじめ防止対策推進法に基づく本校の取組について

小樽市立菁園学校 令和6年（2024年）4月

本資料は、「いじめ防止対策推進法」（以下、法という。）の趣旨を踏まえ、学校のいじめ防止等の取組を保護者の皆様に理解していただくことを目的に作成しました。

1 いじめの定義について（法には次のとおり定められています。）

いじめとは、児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）で、その行為の対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

いじめ
とは？

一定の人間関係にある他の児童生徒が行う

心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット上も含める）

行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じている

それでは、次のケースはいじめにあたるでしょうか？ 考えてみましょう！！

同じクラスの生徒と遊んでいるうちに、自分の嫌がる顔やポーズをさせられ、スマートフォンで撮影された。ただし、その行為は「一度きり」で、今は行われなくなっている。自分としては、その画像が友達の中の SNS を通じて拡散されるのではないかと考えると、とても苦痛だ。

友達の間で、たとえ一度きりで、今、行為が行われていなくても、行為を受けた生徒が心身の苦痛を感じていれば、学校はいじめとして認知し、解消に向けて対応します。

いじめの対応について

- 学校は、学校いじめ対策組織で対応します。
- 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、目に見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情を把握し、児童生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否か判断します。
- いじめは、被害と加害の関係が入れ替わることもあることを踏まえて対応します。

いじめの解消について

- いじめが「解消している」状態とは、
 - ① いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。
 - ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
- いじめの解消の判断は学校いじめ対策組織により、判断します。

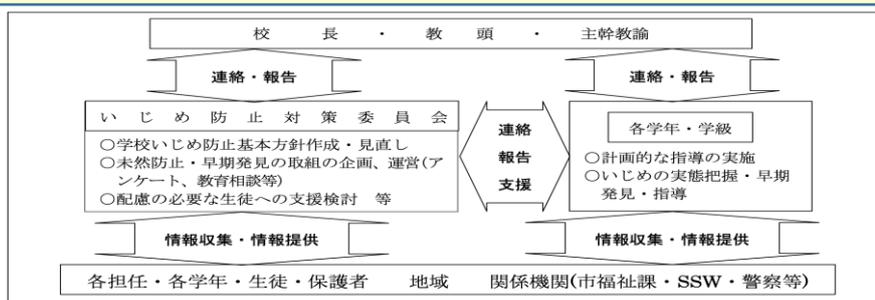
2 「いじめ防止対策推進法」に定める学校の取組

本校のいじめ防止に向けた取組を紹介します。

菁園中学校
いじめ防止基本方針
(概要)
全文は学校HPを
御覧ください

いじめは、いじめを受けた生徒の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものです。いじめ問題への対応は学校に置ける最重要課題の一つであり、学校が一丸となって保護者や関係機関等と連携し組織的に取り組むことが必要です。生徒が安心・安全で意欲をもって充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止といじめの早期発見・早期対応を図るため「学校いじめ防止基本方針」を定めることとします。

菁園中学校
いじめ対策組織
の役割や活動



本校の
いじめ防止
プログラムの活動
詳細は学校HPを
ご覧ください

- ・廊下や玄関、ホールでの見守り指導を通して、実態をきめ細かく把握し、生徒に変化が見られた場合は迅速に教職員間で情報共有し対応する。
 - ・定期的にアンケートを調査を行い、巡回や観察等では認知できないいじめについて把握する。
 - ・生徒会や学年委員会などを活用し、生徒の主体的、内面的な部分から「いじめは人間として全体に許されないもの」という雰囲気醸成する。
- その他にもいじめ防止に向けた取組を行っています。

不明な点やいじめに関する相談は、遠慮なく相談ください。

いじめに関する相談は、学級担任の他、相談しやすい教職員に遠慮せず相談してください。また、相談窓口として、「いじめ対策組織」を設置しています。気軽に相談願います。

令和6年度の小樽市立菁園中学校のいじめ対策組織担当は、本庄です。

連絡先0134-23-9272 (学校代表電話)

北海道教育委員会の相談窓口

相談窓口	電話番号	相談時間等
北海道子ども相談支援センター (電話)	0120-3882-56	毎日 24 時間
(メール)	sodan-center@hokkaido-c.ed.jp	
北海道立特別支援教育センター (電話)	011-612-5030	祝日・年末年始を除く平日 9~12時 13~17時
(メール)	tokucensodan@hokkaido-c.ed.jp	
後志教育局教育相談電話 (電話)	0136-22-2222	

道教委ホームページで、道のいじめに関する条例やいじめ防止基本方針、いじめに関する調査結果などを確認できます。

北海道教育庁学校教育局
生徒指導・学校安全課
Web ページ



子ども相談支援
センターイメー
ジキャラクター